

議案第118号

芽室町病院事業の設置等に関する条例中一部改正の件

芽室町病院事業の設置等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

芽室町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

公立芽室病院の歯科の廃止に伴い、関係条例を改正しようとするものであります。

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(経営の基本)	(経営の基本)
第3条 一略一	第3条 一略一
2 診療科目は、次のとおりとする。	2 診療科目は、次のとおりとする。
(1)～(7) 一略一	(1)～(7) 一略一
<u>(8)</u> 一略一	<u>(8)</u> 歯科
<u>(9)</u> 一略一	<u>(9)</u> 一略一
<u>(10)</u> 一略一	<u>(10)</u> 一略一
3 一略一	3 一略一
<u>附 則</u>	
この条例は、平成30年4月1日から施行する。	